

「奈良県文化振興大綱(案)」に対する意見募集結果

項目	No	提出されたご意見等	ご意見等に対する県の考え方
<p>第Ⅰ章 大綱の趣旨 2. 教育基本法等に規定される文化振興における県の役割</p> <p>第Ⅱ章 現状と課題 1. 歴史文化資源活用分野 (3) 歴史文化資源に関する説明手法について</p>	1	<p>私は、仕事柄、あるいは母という自分の気持ちも相まって、奈良県にやってきてくれる修学旅行の子供たちにどのように伝えたら、この地のことを記憶に留めてもらえるか？また、後になってまた足を運ぼうと思ってもらえるか？模索し続けています。</p> <p>教育基本法の目的は…、の一文を読んで、飛鳥時代から奈良時代の人々の息遣いが聞こえるような説明、展示を行うことによって、この目的とするところは、確実に子供の心に届く…そう思われて仕方ありません。この文章の構成要素の一つ一つがそのまま飛鳥時代・奈良時代に当てはまります。木簡に見られるようなその時代の実際の生活に関する記述等は、現代の私たちと何の変わりもありません。それを伝える手段の木簡が、携帯電話やパソコンに変わっただけのこと。人の心は1400年前も今の自分たちも同じように悩み同じように苦しんでいた。そのようなはるか昔の先人達の営みを活写するような展示ができれば、現地に来て、見て、感じて、「今を生きる」自分達はどうか歩むのか？の部分まで子供達の心に導きだせるのではないかと。そのように思いました。</p> <p>後に「歴史文化資源に関する説明手法について」の所でも書かれています。既存の展示にとらわれない、その当時の人の心の本質に触れるような展示を望みます。</p>	<p>世代に応じたふさわしい歴史文化資源の説明手法の検討と工夫を通じ、ひとりでも多くの県内外の子ども達に歴史文化資源の魅力を伝え、心に留めていただける取組を進めて参ります。</p>
<p>第Ⅱ章 現状と課題 1. 歴史文化資源活用分野 (3) 歴史文化資源に関する説明手法について</p>	2	<p>見学者の立場に立った説明板の設置を心掛けてほしい。</p> <p>具体的に云うと、例えば遺跡が南にあり、見学者が北から見学するにも関わらず説明版が見学者の後ろに建っている、大変不親切な説明版である。地図なども必ずしも北を上にする必要はない。見学者から見てどの方向に地図を書けばわかりやすいかなど常に見学者からみでの視点が大切である。現状は県だけでなく各市町村設置の看板にも不親切なものが多い。これは観光ガイドとして各地を案内している者としての率直な実感である。大綱なので詳しいことは書けないと思うが、説明板の基本的な有り方を大綱に盛り込んで頂きたい。</p>	<p>見学者の立場に立った現地説明板のあり方をはじめ、歴史文化資源に関する説明力向上の必要性について、当大綱記載の歴史文化資源に関する説明手法の現状と課題を踏まえて、市町村・所有者等とともにその認識を高める取組を進めて参ります。</p>
<p>第Ⅱ章 現状と課題 1. 歴史文化資源活用分野 (5) 県立を除く歴史文化資源活用関連施設の状況</p>	3	<p>【表4】市町村立歴史文化資源活用関連施設一覧表の中の明日香村の欄ですが、明日香村埋蔵文化財展示室が漏れていると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、【表4】市町村立歴史文化資源活用関連施設一覧表に追記します。</p>
<p>第Ⅲ章 現状・課題分析を踏まえた本件の文化振興施策の方向性 2. 芸術文化振興分野 (2) 伝統的な文化の継承・発展・保存</p>	4	<p>「消滅の危険性のある行事等については、映像、文献等の記録及び保存を進めます」とあるが、行事等の等の中に「地域に伝わる歌や民話」などを含めてはどうか。</p> <p>地元の人、しかも一部の高齢者しか知らないような、昔から地域で語り継がれてきた物語や歌などがあるならば、それも貴重な残していくべき財産だと思えます。</p>	<p>消滅の危険性のある行事等には、地域に伝わる祭、催事、歌や踊り、口承伝承などが含まれており、県ではその文化的・学術的な価値に鑑み、映像、文献等で記録及び保存する取組を進めてまいります。</p>

「奈良県文化振興大綱(案)」に対する意見募集結果

項目	No	提出されたご意見等	ご意見等に対する県の考え方
第IV章 施策の展開 1. 歴史文化資源活用施策について	5	奈良は世界遺産の宝庫であり東大寺、薬師寺、興福寺、春日大社などなど大きな寺社が注目を集めています。しかし、各地の人々が護ってきた庶民の文化資源を後世に引き継ぐことも必要だと思えます。 たとえば、大和郡山市番条地区には江戸時代から集落の人々が護り伝えてきた「番条のお大師さん」があり、毎年4月21日だけ番条地区が四国八十八ヶ所ミニ霊場となります。 矢田寺には大正時代から護り伝えてきた約4キロの矢田寺へんろみちもあります。	県では、文化財保護法令に規定される指定文化財だけではなく、地域で大切にしたい様々な歴史文化資源を対象に、歴史文化資源データベースへの登載、各種補助金を通じた活用を支援する取組を進めて参ります。
	6	奈良は弘法大師が別当を勤めた東大寺はじめ空海寺、戒壇院などなど空海ゆかりの多くの文化遺産があります。空海を尋ねる奈良の旅もおもしろいです。	
	7	榛原を起点とした御杖村～お伊勢さんに続く伊勢本街道の整備保存活用も必要です。	
第IV章 施策の展開 2. 芸術文化振興施策について (4)人材育成	8	学校に芸術家を派遣するなら、「本物」に触れさせてあげて欲しい。子ども達に、ぜひ一流の演奏家や音楽家などの演奏を聞かせてあげて欲しい。	県では、学校への一流アーティストの派遣により、次代を担う子ども達が質の高い音楽等の芸術文化に触れることができる機会を提供する取組を進めてまいります。
第IV章 施策の展開 2. 芸術文化振興施策について (5)補助金等を通じた芸術文化活動支援	9	最初の○で、民間団体や市町村等の芸術文化活動を補助金等により支援するとあるが自治体よりも財政的基盤が脆弱なNPO等への支援に力を入れるべきだと思う。	民間団体や個人における活動の拡がりや、芸術文化活動の活性化や活動の裾野を広げるために最も重要な事柄と認識しております。併せて、芸術文化活動を更に強力に県内全域に拡げるためには、市町村の取り組みを積極的に進めることも重要な要素であり、官民が力を合わせて芸術文化活動を盛り上げ、活性化するため、民間団体や市町村等の活動を補助金等により支援する取組を進めてまいります。